

広報は綴って
保存しましょう
いつか役に立ちます

再生紙使用



優

勝！第4分団 一消防ポンプ操法
競技会一

主な内容

CONTENTS

村国民保護計画	2~3
社明・非行防止	4~5
お知らせ・話題・社協	6~11
保健師・情報	12~15
文化財探訪	16

国民の保護に関する榛東村計画

国民の保護に関する 榛東村計画とは

平成16年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」が施行されました。

これは、武力攻撃やテロなどの悪意による災害から住民等の生命、身体および財産を守り、日常生活や経済活動に与える影響をできるだけ少なくするため、国、県、市町村などの役割を定めたものであります。

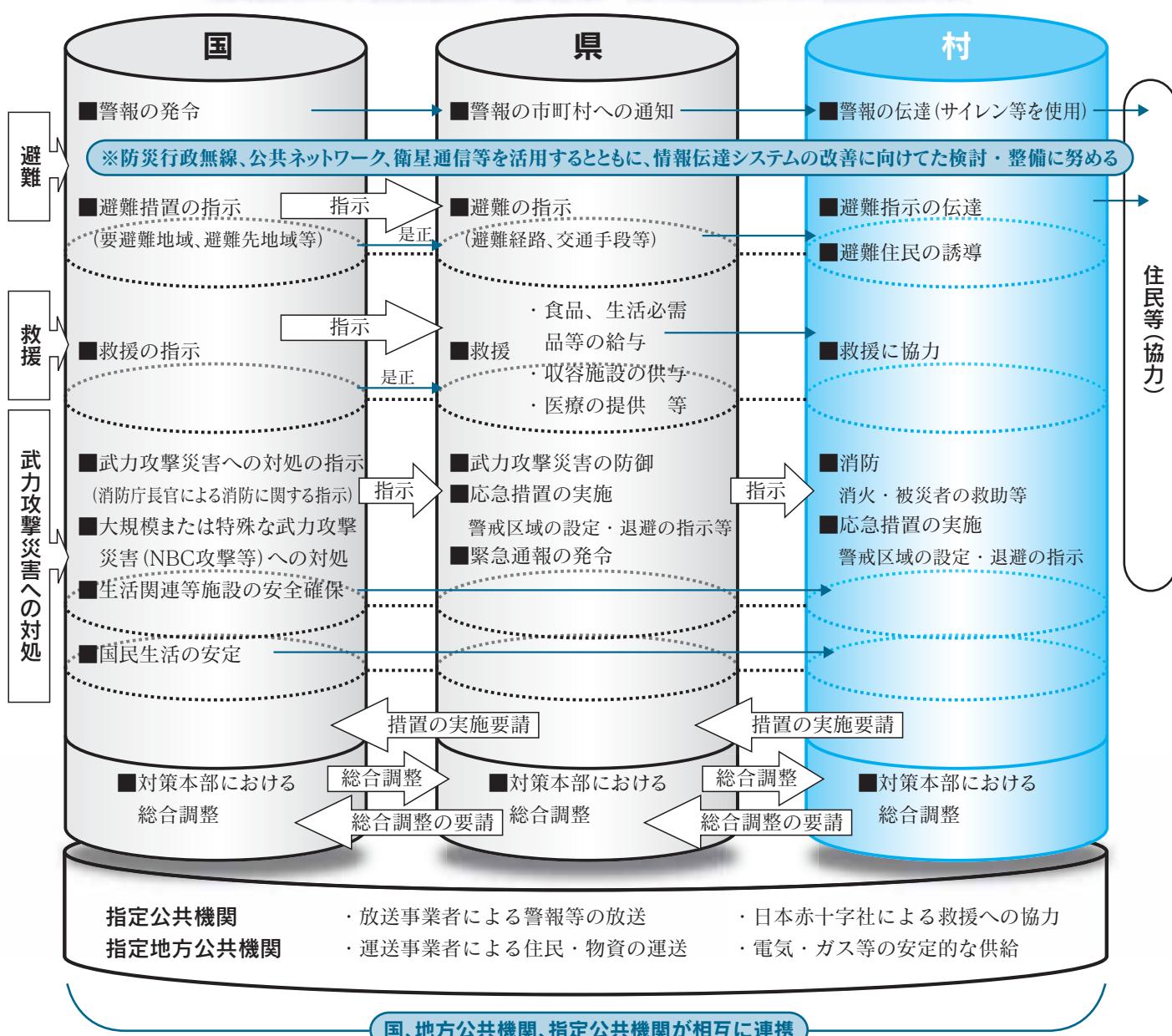
榛東村では、この法律に基づき、平成20年3月に「国民の保護に関する榛東村計画(以下、村国民保護計画といいます。)」を策定しました。

この村国民保護計画では、武力攻撃やテロなどが発生した場合、「※住民等の警報避難」や「避難住民等の救援」、「災害への対処」などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要な事項を定めています。

※住民等とは、外国人を含む村内に居住する人、旅行やビジネスなどで村内に滞在している人、村内を通過中の人など、榛東村内の全ての人を含めます。

◇村ホームページに村国民保護計画の全文を掲載しています。
<http://www.shinto.gunma.jp/koutu/bousai02.htm>

国民の保護に関する措置の仕組み



村国民保護計画が 対象とする事態

■ 武力攻撃事態

○ゲリラや特殊部隊による攻撃：
突発的に被害が発生することが
考えられます。また、被害は比
較的狭い範囲に限定されるのが
一般的ですが、心理的効果など
を与えることを目的として、行

政府舎や病院、学校、大規模集
客等施設などが攻撃を受ける可
能性が高く、注意が必要です。

○弾道ミサイル攻撃：弾道ミサイ
ル攻撃については、発射の兆候
を事前に察知した場合でも、そ
れから、全ての地域について
着弾の可能性があるものとして
対応する必要があります。

■ 緊急対処事態

・攻撃対象施設による分類
・危険性を内在する物質を有する
施設等に対する攻撃(例：放射
性同位元素等使用施設の占拠、
オイルタンク等の爆破)

・多数の人が集合する施設等に對
する攻撃(例：行政庁舎、自衛
隊施設、大規模集客等施設の爆
破、学校病院・行政機関の占拠)
○攻撃手段による分類

・突發的な殺傷する特性を有す
る武器(例：地雷、爆弾)

警報・避難について

※ B C R 兵器：大量破壊兵器のこ
とで、Bは生物兵器、Cは化学
兵器、Rは放射性物質を意味し
ています。

村は、県から警報の通知また
は避難措置の指示があつた場合に
は、ただちにその内容を住民等お
よび関係団体(消防団、自治会、
社会福祉協議会、農協、商工会、
病院、学校など)に通知するとと
もに、避難が必要な場合には、直
ちに避難を指示します。

救援について

►万が一の災害に備えて食料などを備
蓄しています

村は、県から救援の措置の指示
があつたときは、次のような救援
を関係機関と協力して行います。

・収容施設の供与
・食品、飲料水および生活必需品
などの供与など
・医療の提供および助産
・被災者の搜索および救出
・埋葬および火葬
・電話その他の通信設備の提供
・武力攻撃災害を受けた住宅の応
急修理
・学用品の供与
・死体の搜索および処理



▶警報や避難の指示は防災行政無線な
どを通じて行われます

関係機関との連携

・県への要請
・他の市町村との連携
・日本赤十字社との連携
・緊急物資の運送の求め

武力攻撃・テロへの対処

武力攻撃やテロにともなう被害
ができるだけ小さくするために、
国・県・村が協力して対処します。

○放射性物質などによる汚染の拡
大防止
○警戒区域の設定：住民が危険な
場所に入らないよう警戒区域を
設定

○消防活動：消火や被災者の救助
などの消防活動



特殊標章について

このマークは、国民保護措置に
係る職務を行う者などや、その措
置のために使用される場所などを
識別するためには、使用されるための
国際的な特殊標章です(ジュネ
ヴ諸条約追加議定書Iに規定)。



▲消防団では、災害などに備えて日ごろから訓練を行っています

村民の理解と協力

・村民等の避難誘導や救援などの
実施には、村民の皆さんの協力が
不可欠です。

自らの地域を自らの手で守る
「自助」と、地域で助け合う「互助」
の精神に基づき、村民の皆さん
のご協力をお願いします。

※国民保護への協力は、村民の皆
さんの自発的意志にゆだねられる
ものです。村は、協力していただ
く方々の安全確保に十分配慮しま
す。



▼特殊標章（オレンジの色地に青の正
三角形）
・村国民保護計画に関するお問い合わせは、総務課防災交通係（内線106）へ

犯罪のない社会は

一
人
ひ
と
り
の
や
さ
し
い
心
か
ら

最近、私たちの身近な社会で犯罪が増えていきます。犯罪のない安心して暮らせる社会を築いていくためには、犯罪を取り締まつたり、処罰したりするだけではなく、一度罪を犯してしまった人たちが一度と過ちを犯さないよう更生を支援すること、また、犯罪が起こらない社会にしていくことが重要です。そのために一人ひとりができることを考えてみませんか。

■取り締まるだけでは 犯罪はなくならない

犯罪をなくすためには、犯罪の取り締まりを強化すればいい、罪を犯した人の処罰をもつと厳しくすればいい。そう考える人は多いかもしれません。しかし、それだけでは、犯罪をなくすことはできません。

まずは、犯罪が起こる前に、犯罪自体を生まないような地域づくり、人づくりをしていくことが、犯罪のない社会を築いていくためにも必要です。

そのためには、地域の一人ひとりが、子どもたちの健全な成長を支援し、見守るということです。それと同じように、非行や罪を犯した人たちが、罪を償い、地域

社会に戻ってきたときにも、その人たちが一度と過ちを犯さないよう、立ち直りを支援し、温かく見守していくことが重要です。

■更生に必要なのは 温かく見守る周囲の目

犯罪や非行をした人たちは、罪を償つた後、「保護観察」を受けながら通常の社会生活に戻ります。

犯罪のない社会を目指して、毎年7月を強調月間として、『社会を明るくする運動』が全国で実施されています。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。この運動は昭和26年に始まり、今年で57回を迎えます。この機会に、犯罪のない明るい社会を築くためになにができるか、皆さんも考えてみませんか。

は、偏見の目で見たり、排除したりするのではなく、温かい目で、その立ち直りを見守ることが必要なのです。

■社会を明るくする運動

■新たに保護司に就任
これまで6年間に渡り保護司を務めた浅見満さん（8区）が退任され、新たに石関敏夫さん（12区）が保護司に就任されました。

第57回 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

— ふれあいと 対話が築く
明るい社会 —



村長と村内への広報活動に出発する保護司および更生保護女性会役員の皆さん。前列左端が新たに保護司に就任された石関敏夫さん（8区）が退任され、新たに石関敏夫さん（12区）が保護司に就任されました。

夏休み直前 子どもの非行を防止し犯罪から守ろう

夏休みの期間は子どもが非行に走りやすい時期だといわれます。毎年7月は「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」です。少年の非行防止、犯罪被害の抑止にご協力ください。

少年の犯罪においては、検挙件数は減少傾向にあるものの、恐喝

る少年の割合が増加しています。少年が非行に走る原因には、家庭環境や学校、友人関係などさまざまな要因があり、青少年を取り巻く有害情報もそのひとつです。なかでも携帯電話やインターネットなどは青少年に大きな影響を与えており、有益な情報が多く手に入り便利な反面、犯罪情報をやけなくなりなど街頭犯罪に占める少年の割合が増加しています。

保護者の皆さんへ

夏休みなど長期休暇の前後に、開放感から非行に走ったり、無断外泊や家出などをきっかけに犯罪の被害者となるケースもあります。家族の語らいやふれ合いを大切にし、子ども達の生活の変化や非行の兆候には、細心の気配りをしましょう。

また、子どもを犯罪被害から守るために、携帯電話などにファイ

ルタリングを利用するなど、インターネット上の有害情報を防ぐ方法を知りましょう。

青少年の皆さんへ

説惑に負けない強い意志を持ち、問題や悩みに直面したときは、周囲の大人に頼ることを忘れないようにしましょう。

地域の皆さんへ

■ 県民などの責務の見直し
保護者、県民、事業者、青年団等の立場における役割を明確にしました。

書店、コンビニなどで有害図書類を区分陳列する際の具体的基準などを定めました。基準に違反した場合、30万円以下の罰金が課せられます。

■薬品類などの制限

■入れ墨などの禁止

50万円以下の罰金が課されます。

青少年に入れ墨など(タトゥー
や根性焼きを含む)を施したり、
それらを強要したりすることなど
を禁止しました。違反した場合、
1年以下の懲役または50万円以下
の罰金が課せられます。

■非行助長行為の禁止

整備　酒類・たばこ販売における環境
青少年の飲酒・喫煙を防止する
ため、酒類・たばこの販売業者に
対する努力義務規定を設けまし
た。

整備　酒類・たばこ販売における環境
青少年の飲酒・喫煙を防止する
ため、酒類・たばこの販売業者に
対する努力義務規定を設けまし
た。

非行集団の結成・指導・援助非行集団への加入強要や脱退妨害等を禁止しました。違反した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられます。

は、深夜(午後10時から翌日午前4時まで)に青少年を連れ出したたり、同伴することを禁止しました。違反した場合、30万円以下の罰金が課せられます。

は、深夜(午後10時から翌日午前4時まで)に青少年を連れ出したたり、同伴することを禁止しました。違反した場合、30万円以下の罰金が課せられます。

馬の次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として自立するための条例です。主な改正は次のとおりです。

(酒・たばこ販売などに係る部分)については、20歳未満の人を含む)を保護するために、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある大人の行為を規制するものであり、青少年を処罰しようとするとおりません。



▲地域ぐるみで子ども達を守りましょう

国民健康保険高齢受給者証・後期高齢者被保険者証の更新

8月1日に受給者証が更新されます

○国民健康保険高齢受給者証の更新

「高齢受給者証」は、国民健康保険の加入者で70歳以上75歳未満の方(ただし、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)該当者を除きます。)に交付されます。

高齢受給者証には、記号・番号や氏名などのほか、一部負担金の割合「1割または3割」が記載されますが、この割合は、前年の所得によって決定されます。現在高齢受給者証をお持ちの方については、平成19年中の所得により一部負担金の割合の判定を行い、更新します。対象者には、新しい高齢受給者証(有効期限は8月1日から平成21年7月31日まで)を7月中に郵送しますので、8月1日以降お使いください。

受診時には、国民健康保険被保険者証と高齢受給者証を忘れずに医療機関の窓口に提示してください。

○長寿医療制度(後期高齢者医療制度)被保険者証の更新

長寿医療制度の被保険者証(後期高齢者被保険者証)は、榛東村に住所を有する75歳以上の方(65歳以上の障害者等で長寿医療制度加入を選択した人を含む)に交付されます。

被保険者証には、被保険者番号や氏名などのほか、一部負担金の割合「1割または3割」が記載されますが、この割合は前年の所得によって決定されます。長寿医療制度の被保険者の方には、平成19年中の所得により一部負担金の割合の判定を行い、更新します。新しい被保険者証(有効期限は8月1日から平成21年7月31日まで)は、7月中に配達記録郵便でお送りしますので、8月1日以降お使いください。

▶お問い合わせは、保健福祉課(☎54-2211 内線121・122)へ



税務課から

国民健康保険税のお支払い方法の変更について

国民健康保険税を、10月から、年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、次の①および②のいずれの要件も満たす方は、事前に金融機関の窓口で口座振替の手続きを行っていただいた上で、「ご本人控え」をお持ちいただき、役場税務課の窓口へお申し出いただることにより、保険税を口座振替でお支払いいただくことが可能になります。

○普通徴収(口座振替)によるお支払いが可能になる要件

- ①これまで、保険税を滞納することなく納めていただいている方
- ②これから保険税を、口座振替により納めていただける方

○必要な書類など

■国民健康保険被保険者証 ■申出書

■口座振替依頼書ご本人控え※

※すでに口座振替で納付していただいている場合は不要

○口座振替取扱金融機関

- | | | |
|---------|---------|---------|
| ■北群渋川農協 | ■足利銀行 | ■高崎信金 |
| ■群馬銀行 | ■北群馬信金 | ■しののめ信金 |
| ■東和銀行 | ■かみつけ信組 | ■郵便局 |

○お申し出は7月31日までにお願いします

7月31日(木)までにお申し出いただいた場合、8月から口座振替により納付していただくことになります。その際には、8月中旬頃に納入通知書を送付させていただきますので、ご確認ください。

税務課の窓口にお申し出いただいた後、速やかに10月分の年金からのお支払いを中止する手続を行いますが、7月31日を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分からの中止手続きに間に合いませんので、お申し出いただく時期により12月分以降の年金から中止させていただくことになります。ご了承ください。

▶お問い合わせは、税務課(☎54-2211 内線109)へ

保険料の納付書による支払いは7月から

4月から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりました。この制度では、加入者の状況により保険料の納付方法が異なります。7月からは、納付書により保険料を納める方の納付が始まりますので、それぞれの支払い方法などを確認してください。

○国民健康保険などに加入していた方・障害のある65歳以上70歳未満の方

■4月から保険料が年金からの天引きになっている方

10月以降納付書払いに切り替わる方を除き、偶数月に支給される年金から保険料が天引きされます。すでに保険料仮徴収額決定通知書と4月、6月、8月分の特別徴収開始通知書が送付されています。8月中には、平成20年度分の保険料決定のお知らせと10月、12月、2月分の特別徴収開始のお知らせが送付されます。

■10月から保険料が年金からの天引きになる方

4月から9月までの間の保険料を、7月から納付書で納付します。7月中に平成20年度分保険料決定のお知らせと7月から9月分の納付書、10月、12月、2月分の特別徴収開始のお知らせが送付されます。

■保険料が年金からの天引きにならない方

7月から納付書で納付します。7月中に平成20年度分保険料決定のお知らせと7月から来年2月分の納付書が送付されます。

○社会保険などに加入していた方

■10月から保険料が年金からの天引きになる方

4月から9月までの間の保険料を、7月から納付書で納付します。7月中に平成20年度分保険料決定のお知らせと7月から9月分の納付書、10月、12月、2月分の特別徴収開始のお知らせが送付されます。

■保険料が年金からの天引きにならない方

7月から納付書で納付します。7月中に平成20年度分保険料決定のお知らせと7月から来年2月分の納付書が送付されます。

○社会保険などの被扶養者だった方

■10月から保険料が年金からの天引きになる方

4月から9月までの間の保険料は免除されます。10月から来年3月までの保険料が、10月、12月、2月に支給される年金から天引きされます。

■保険料が年金からの天引きにならない方

4月から9月までの間の保険料は免除されます。10月から納付書で納付します。

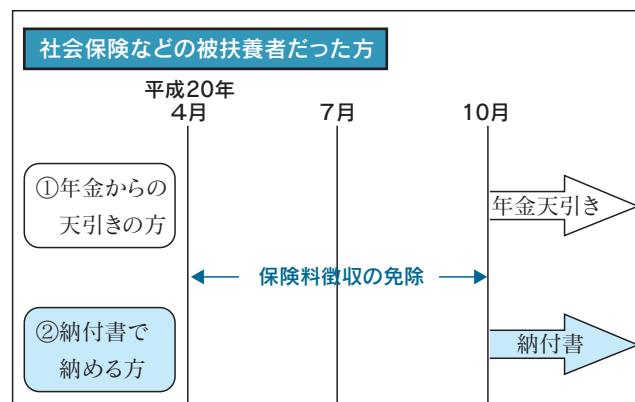
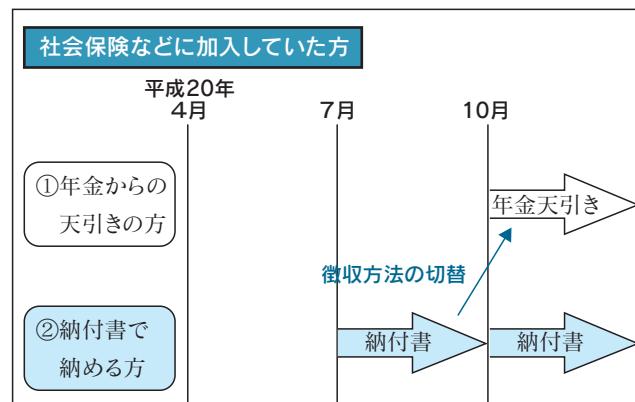
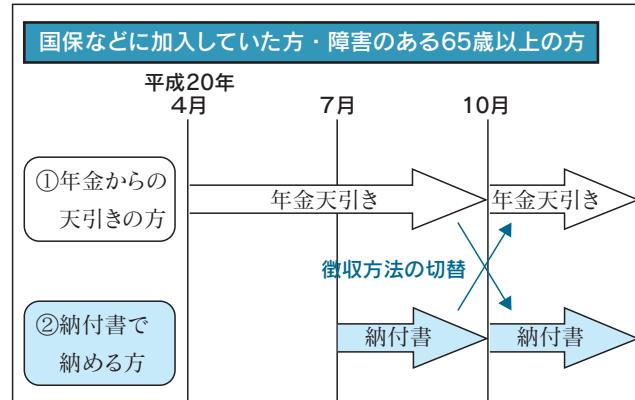
○4月以降に75歳になった方

今年度の保険料は、納付書で納付します。7月以降、随時納付書を送付します。

○保険料の納付は口座振替で

保険料を納付書で納める方は、納め忘れのない口座振替払いが便利で簡単です。口座振替のお申し込みは、「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、保健福祉課または金融機関へお届けください。

►お問い合わせは、保健福祉課(☎ 54-2211 内線121)へ



村立北部保育園民営化に伴う運営事業者の募集について

熱意のある運営事業者を募集します

近年、村の保育需要が多様化しています。この背景には、働く女性が増えたことや核家族化の進展、子育て世代の本村への転入などがあります。

村では、保育所の設置および運営については、国などの基本政策と村の行政改革大綱に基づき実施しているところですが、今般、良質で多様な保育サービスの提供と児童福祉の向上に理解と熱意を持って保育園の運営をすることができる方の募集を行います。

○民営保育園の開園年度と定員

■開園年度：平成21年4月1日 ■定員：90名

○保育園の設置および運営の条件など

次の全てを具備することが条件となります。

- 現に榛東村で社会福祉法人を運営している者、または、村内に住所を有し、保育園運営のために社会福祉法人を設立することが可能な者
- 保育園を運営するために必要な経営基盤および社会的信望を有している者
- 北部保育園の園風を理解し、現在実施している以上の保育対策等促進事業等の実施に積極的に取り組むことができる者
- 榛東村の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うことができる者
- 社会福祉事業に熱意と識見を有する者
- 保育園には、施設長の資格を有する職員、もしくはこれと同等の能力を有すると認められる者を配置することが見込まれること



▲平成17年度に完成した北部保育園園舎。人工芝のある広い園庭と、天窓からの光を取り入れた明るい保育室が特徴です

○募集期間とヒアリング

■募集期間：平成20年8月12日(火)まで ■ヒアリング：平成20年8月22日(金)

○申請について

- 開設者の創設に対する趣意書など(横書き40字×40行 5枚以内)
- 社会福祉法人の設立計画および理事等予定者名簿
- その他(保育対策等促進事業等実施計画書)

※上記以外に追加の資料などの提出を求める場合があります。

▶申請の受付とお問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線114)へ



村民献血と愛の血液助け合い運動

あなたの血液が命を救う 献血にご協力を

すべての血液製剤を国内の献血により確保することを目的として、7月1日から8月31日に「愛の血液助け合い運動」が実施されます。夏は、暑さなどのために献血者が減少しがちです。ぜひ献血にご協力ください。

○村民献血

■日時…8月8日(金) 午前10時～正午 午後1時～3時30分 ■場所…中央公民館

○注意事項

- ・献血手帳をお持ちの方は、ご持参ください。
- ・献血中および献血後は、採血スタッフの指示に従って行動してください。
- ・献血者の健康が大前提です。日ごろから健康な体づくりのため、十分な睡眠と食事を心がけてください。

▶お問い合わせは、保健福祉課(☎54-2211 内線120)へ



各種スポーツ大会

大会の結果をお知らせします

5月から6月にかけて行われた各種スポーツ大会の結果をお知らせします。(敬称略。卓球は優勝のみ掲載)

【第5回村民バドミントン大会】

優勝10区 準優勝9区 第3位17区

【第32回村民バレー・ボール大会】

優勝13区 準優勝21区 第3位8区・3区

【第33回村民バスケットボール大会】

優勝7区 準優勝自衛隊 第3位14区・カテキンズ

【第36回村民野球大会】

優勝10区 準優勝9区 第3位18区・14区

【親子卓球大会】

優勝 柳俊一・寿央 準優勝 小池隆弘・峻太

第3位 高橋明子・龍也 柳沼勇人・竜成

【村民卓球大会】

団体戦: 棚東中A 中学生男子: 一倉優太

中学生女子: 高橋流美 一般男子: 大塚康平

一般女子: 水越訓子 シニア男子: 石川敏雄

混合ダブルス: 萩原正・萩原真弓

新卓球: 羽生ミヤ・安中由紀子

スポーツ少年団 柔道部 剣道部

大会で好成績

スポーツ少年団柔道部・剣道部の皆さんが次のとおり各大会で好成績を収めました。(敬称略)

■柔道部

【渋川市・北群馬郡春季柔道大会】

入澤結之(小3女子の部)3位・鈴木晃多(小4男子の部)優勝 戸原幸哉(小4男子の部)2位・片田穂野香(小6女子の部)優勝

鈴木優生(中1女子の部)2位・富澤岳春(中2男子の部)2位 南雲莉乃(中2女子の部)2位・桜井美穂(中2女子の部)3位 高橋志輔(中2女子の部)3位・高橋 将(中3男子の部)2位 片田佳矢乃(中3女子の部)2位

■剣道部

【北群馬剣道連盟錬成剣道大会】

金井拓也(小3以下の部)3位・小川拓海(小4男女の部)3位 山崎拓朗(小5男子の部)優勝・田村 岳(小6男子の部)2位

【県スポーツ少年団剣道大会(出場決定者)】

倉林勇人・細谷日那向・小川拓海(小4の部)

富澤真衣・金井春佳(小5・6女子の部)

田村岳・山崎拓朗・星野達哉(小5・6男子の部)





消防ポンプ操法競技会

第4分団が優勝

県消防協会渋川支部消防ポンプ操法競技会が7月6日、県消防学校で開催され、本村消防団から第3分団と第4分団が出場しました。

ポンプ操法技術の向上を目的に毎年開催されているこの競技会には、渋川広域圏3市町村から9分団が出場し、日頃の訓練の成果を披露しました。

競技会の結果、第4分団が見事優勝に輝き、8月20日に行われる県大会への出場が決まりました。

また、競技の審査時間中には、本村消防団ラッパ隊を含む渋川広域ラッパ隊が、ラッパ吹奏練習を披露しました。



榛東村ボランティア連絡協議会

創造の森に植樹

6月24日、創造の森で村ボランティア連絡協議会による植樹が行われました。

住みよい村づくりを目指して各種のボランティア活動を行っている同協議会。ふれあい館などの環境美化活動を始めとして、敬老会での湯茶の提供と記念品づくり、産業祭福祉バザーの手伝いなど様々な活動を行っています。

►ボランティアに興味がある方、参加してみたい方は、社会福祉協議会(☎55-5294)へ



総合型地域スポーツクラブ

しんとうスポーツクラブが設立されます

総合型地域スポーツクラブとは、「生涯スポーツ社会の実現」と「成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人以上になること」を実現するために各市町村に設立されるもので、次のような特色があります。

- ①地域住民による自主運営
- ②受益者負担による運営
- ③多種多様のスポーツを実施

クラブの名称を「しんとうスポーツクラブ」として、現在、体育指導員を中心に平成22年度の発足をめざして設立準備を行っています。発足までの期間は、クラブの周知を図るため、様々なスポーツ教室を開催する予定です。

►しんとうスポーツクラブに関するお問い合わせは、社会教育課(☎54-2765)へ





本年度の敬老会は、榛東中学校
体育館において、9月13日(土)に開催されます。本年度の金婚・ダイヤモンド婚は、次に該当する方となります。該当するご夫婦は、お手数でも8月1日(金)までに各区民生児童委員へ届け出をお願いします。

○金婚(結婚50年)：昭和33年1月1日から12月31日までに結婚した夫妻

敬老会開催に伴う 金婚・ダイヤモンド婚の申請のお知らせ

社会福祉協議会からのお知らせ

■心配ごと相談

・日時 8月8日(金)

・午後1時30分～午後3時30分

・場所 商工会館 1階和室

■無料法律相談

・日時 7月25日(金)

・午後1時30分～午後4時30分

・場所 福祉センターささえの家

・相談員 群馬弁護士会会員

・相談時間 ひとり約30分

※必ず電話(☎55-5294)で事前予約をお願いします。

お問い合わせ

社会福祉協議会

ゴーフクシ
☎55-5294
イイフロ
☎54-1126

●ふれあい館休館日
・8月11日(月)
・7月28日(月)
※毎月第2・第4月曜日が定休日
(休館日が祝日の場合は翌日)



災害に備えて

住民支え合いマップを作成

社会福祉協議会と防災ボランティアしんとうでは、万が一の災害に備え、消防団や各区の役員、民生児童委員などと協力して住民支え合いマップの作成を行っています。

住民支え合いマップとは、高齢者や障害者宅のほか、避難場所、危険箇所、医療機関などをあらかじめ把握し、地図上に記入しておくことで、災害時に迅速に活動ができるようにするためのものです。



財自治総合センターから

宝くじの助成金で備品を整備

財団法人自治総合センターでは、宝くじの収益によるコミュニティ助成事業を行っています。この事業は、宝くじの普及広報を行うことやコミュニティの健全な発展を図ることを目的に、自治会などのコミュニティ事業への助成を行っているものです。

平成20年度においては、榛東村第2区でコミュニティ助成事業を実施し、コミュニティセンターの備品を整備しました。この事業により購入した机やいすを利用し、6月20日に地元長寿会の主催による「ふれあい生き生きサロン」が開催されました。

お元気ですか こちら保健師です

食中毒を防ぎましょう

6月から9月までの期間は、気温と湿度が高く細菌が繁殖しやすくなり、食中毒の発生が増える時期です。毎日の生活の中で食中毒の予防を心がけましょう。

食中毒予防の3原則

◇菌をつけない

①食品の消費期限を確認し、新鮮なものを購入する

②肉汁や魚の水分が他の食品につかないようにする(購入時はビニール袋などに包む)。保存するときは容器に入れる

③手洗いは丁寧にする。生肉や魚などの取り扱い後や、調理の途中でトイレに行ったり、鼻をかんだ後も丁寧に手を洗う

④残った食品は時間がたち過ぎたと思つたら思い切つて捨てる

◇菌を増やさない

①冷蔵や冷凍の必要な食品(特に生鮮野菜など)は買ひ物の最後に購入し、すぐに持ち帰り冷蔵庫にしまう。また、冷蔵庫の詰めすぎに注意する

②冷蔵庫を過信せず、食品は早めに使い切る

③冷凍した食品は調理に使う分だけ解答する

④調理前の食品や調理済みの食品は室温に長く放置しない

赤ちゃんを守るために

栄養たっぷりのミルクは、細菌も繁殖しやすくなっています。

◇ほ乳瓶は清潔に

①ほ乳瓶は使つたらすぐに洗う

②煮沸(ガラスのほ乳瓶のみ)や専用の消毒薬、電子レンジなど

で必ず消毒する

③消毒後はよく乾燥して清潔なフタ付きの容器で保管する

◇離乳食や食材

①まな板、包丁、なべなどの調理器具を清潔にする

②作つたらすぐに食べさせる

③冷凍保存する場合は十分再加熱してから食べさせる

④スプーンは清潔なものを使い、大人のものとは区別する

高齢の方は

体力や免疫力の低下した高齢の方は食中毒になりやすく、重篤な症状になることがあるので特に注意が必要です。

◇できるだけ火をとおす

①夏は腸炎ビブリオのついた魚介類で食中毒が起こりやすいため、魚介類には十分に火をとお

す。体力が落ちているときは、寿司や刺身を避ける

②肉や加熱調理用と書いてある食品は必ず加熱する。また、焼肉や焼き焼きでは、生肉をつかむ箸と食事用の箸を別にする

③卵を生で食べるときは新鮮なものをおべるようにし、体力が落ちているときは、生卵は避け

お知らせ

◇男性料理教室

■日時: 9月17日(水)

■場所: 保健相談センター

■持ち物: エプロン、三角巾

■参加費: 615円(テキスト代)

■申込期限: 9月3日(水)

◇運動教室(エアロビクス)

■日時: 8月19日(火)

■午前10時~正午

■場所: 保健相談センター

■持ち物: 運動できる服装、室内靴(運動靴)、水分(ペットボトルの水など)、タオル、運動マットまたはバスタオル(ストレッチ用)

▼お申し込みとお問い合わせは、保健相談センター(☎701-8052)へ



●8月休日当番医●

	内科		外科	耳鼻科	歯科
3日	北毛病院 (有馬) ☎24-1234	斎藤医院 (中郷) ☎53-5558	大滝クリニック (吉岡) ☎30-5800		佐鳥歯科クリニック (下之町) ☎22-0069
10日	大井内科クリニック (吉岡) ☎25-1184	めぐみこどもクリニック (行幸田) ☎30-2022	とまるクリニック (金井) ☎28-7711		三剛歯科医院 (伊香保) ☎72-3430
17日	石北医院 (渋川) ☎22-1378	入内島内科医院 (半田) ☎60-7322	関口医院 (吉岡) ☎55-5122		宮下デンタルクリニック (子持) ☎53-4701
24日	神山内科医院 (渋川) ☎22-2181	榛東さいとう医院 (榛東) ☎54-1055	斎藤内科外科クリニック (金井) ☎22-1678		清水歯科医院 (吉岡) ☎54-3413
31日	平方内科外科歯科医院 (石原) ☎22-2233	原沢医院 (伊香保) ☎72-2503	宮下外科胃腸科医院 (渋川) ☎23-3021	川島医院 (渋川) ☎22-2421	船岡歯科医院 (半田) ☎23-8211

*耳鼻科の診療時間は正午までです。 *http://shibukawa.gunma.med.or.jp/i.htm *夜間急患診療所(午後7時~11時、年中無休)☎23-8899

暮 暮 ら し の 情 報

卷二

墓 集

下水道排水設備工事責任技術者試験

■ 試験日時：10月26日(日) 午前
9時40分～正午 ■ 試験会場：
高崎経済大学(高崎市並柳町1
300) ■ 受験手数料：8,
500円 ■ 受験申込書配布期
間：8月1日から8月22日まで
(土、日、祝日を除く) ■ 受験
申込書受付期間：8月1日から
8月29日まで(土、日、祝日を
除く) ■ 申込書配布・受付：
役場下水道課 ▼ 申込書の配
布・受付とお申し込みは、下水
道課(☎ 54-2211 内線
210)へ

消防職員採用試験

■生まれた者）※すべて平成21年3月卒業見込み者を含む②
体格等：男性（身長約160cm以上、体重約45kg以上）、身体四肢が健全であることなど③その他：日本国籍を有し、渋川広域圏内に居住できる者など■第1次試験日時・場所：8月30日(土)渋川市勤労福祉センター■申込方法：必要書類を広域組合事務局または消防本部総務課へ提出■申込期限：8月20日(水)■申込書配布場所：役場、広域組合事務局、消防本部総務課▼お問い合わせは、渋川地区広域市町村圏振興整備組合(☎0279-60-1520)、または渋川広域消防本部総務課(☎0279-25-1419)へ

渋川地域生活支援 ネットワーク会議

■ 参加予定者：特別支援学校卒業生、在校生および保護者と学校職員、関係機関との情報交換、個別相談
■ お問い合わせは県立樺名養護学校（☎ 0279-24-4911）へ
■ 教育委員会では、パソコン教室で、ボランティアで講師がかかる方を募集しています。中央コミュニケーション研修室で開催されるパソコン教室で指導をしていただきます。教室の内容は、ワード・エクセルの基礎です。
▼お問い合わせは、社会教育課（☎ 541-2765）へ
■ 講座名：ふれあい講座（生徒との交流を通して） ■ 内容：
校内実習や文化祭、マラソン大会などへの参加・協力 ■ 期間
：9月10日㈬～平成21年1月9日(全6回) ■ 受講者：おむね5回の講座を受講できる一般の方 ■ 定員：15名 ■ 受講料：無料（ただし、材料費等は実費負担） ■ 申込期限：8月20日水 ■ 申込方法：電話または

県立前橋高等養護学校 地域の学校開放講座

パソコン講座初中級編

■前橋会場：10月12日～11月30日の毎週日曜 午前10時～午後4時 中央総合学院(前橋市古市町) ■高崎会場：9月21日～11月9日の毎週日曜 午前10時～午後4時 中央総合学院(高崎市栄町) ■共通事項 ○内容：ワード・エクセルの初中級編 ○対象者：県内在住の母子家庭の母および寡婦 ■定員：各会場で20名 ■参加費：4,200円(テキスト代) ■申込名を明記し郵送 ■申込期限：9月10日(水) ▼お申し込みとお問い合わせは、(財)群馬県母子寡婦福祉協議会(〒371-10843 前橋市新前橋町13番地12)へ ☎027-255-6636

は学校へ直接申し込み▼お申し込みとお問い合わせは、県立前橋高等養護学校(〒370-3番地1 ☎027-255-1516)へ

パソコン講座初中級編

講座名・内容・開催日	講座名	定員	内容	開催日
■受講料：無料（教材費等は実費負担）	土づくり	30名	堆肥や改良資材、肥料の施し方	10月5日(日) 午前9時30分～
■申込方法：往復ハガキ（1講座1枚）に希望する講座名、住所、氏名、電話番号を記入の上、農林大学校研修部まで郵送	秋冬の庭木管理	20名	松、その他の庭木管理など	11月2日(日) 午前9時～
■受講の可否は9月中旬に通知	こんにゃく加工	20名	生いもからのコンニャクづくり	11月27日(木) 午前9時～
▼お申し込みとお問い合わせは、群馬県立農林大学校研修部（〒370-3105 群馬県高崎市箕郷町西明屋1005）が定員を上回る場合は抽選し、受講の可否は9月中旬に通知	そば加工	20名	そば打ち、試食	12月11日(木) 午前9時～
■受講生の決定：応募者数が定員を上回る場合は抽選し、受講の可否は9月中旬に通知	家庭果樹の管理	30名	果樹の剪定、管理	1月14日(水) 午前9時～

暮らしの情報

母子・父子家庭の福祉医療費受給資格者証の更新

お知らせ

受け入れができません。くみ取りを依頼される方は、この間を避けて許可業者へ依頼してください。
■受入停止期間：8月14日(木)～8月18日(月)

直接通知します。
■実施期間

し尿処理および浄化槽汚泥のくみ取りについて

環境クリーンセンターでは、
沈殿槽設備機器の老朽化に伴い
補修工事を実施します。工事期
間中、処理運転を停止すること
から、し尿および浄化槽汚泥の
場合は、遠慮なく提示を求めて
ください。メータ交換費用は無
料です。委託業者から交換費用
を請求することは一切ありませ
ん。なお、該当する加入者には

■受給対象者：18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭、および18歳未満で父母のいない児童 ※福祉医療費制度は、保険診療の自己負担分を公費で助成する制度です。医療機関で受診するときは必ず保険証と福祉医療費受給資格者証を提示しましょう ▼お問い合わせは、保健福祉課保険医療係（☎541-2211 内線122）へ

福祉医療費制度の「母子・父子家庭等」に該当する方は、現在使用している福祉医療費受給資格者証(ピンクの医療券)が、7月31日で有効期限が終了します。対象者には、新しい福祉医療費受給資格者証を7月中に配達記録郵便で郵送しますので

業者名	電話番号
(有)群馬サポート	54-2322
(有)北群馬衛生社	54-2768
(有)渋川衛生社	22-0923
(有)関東清掃社	22-0294
伊香保運送(有)	72-2434

水道メータ交換のお知らせ

▼お問い合わせは、濃川地区庁
域市町村振興整備組合環境タ
リーンセンター（☎0279-1
23-3007）へ

自動販売機でタバコを購入するにはタスボが必要です

還付金詐欺に注意

(タスボ)」が必要な方は、販売店などに置かれている申込書でお申し込みください。▼お問い合わせは、日本たばこ協会タバコ運営センター(☎0120-222-180)へ

還付金詐欺に注意

還付金詐欺に注意

(タスボ)」が必要な方は、販売店などに置かれている申込書でお申し込みください。▼お問い合わせは、日本たばこ協会タバコ運営センター(☎0120-222-180)へ

還付金詐欺に注意

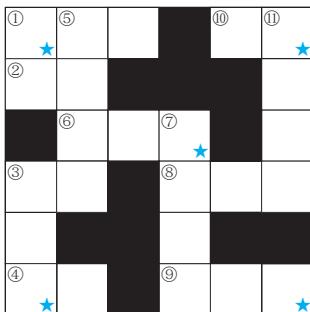
あなたの暦 わたしの暦 広報力レノダード

※行事・時間・場所・問合せ先の順で掲載されています

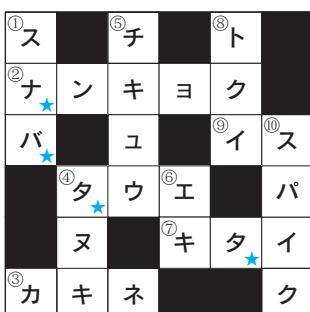
様中、中央公民館に置いてある箱に入れるか、役場までお送りください。郵送でも結構です。

また、村政に関するご意見や要望、質問などがありましては、同様にお寄せください。

締め切りは、7月31日、正解者の中から抽選で7名の方に図書券をお贈りします。



①—　　あいどりうにじ
②シルバーを日本語で
③頭の中にある物は
④雨の日に差します
⑤熟すと赤くなる野菜。
チヤツプの材料
⑥土用の丑の日に食べます
⑦だしをとるのに使う海藻
⑧—は食わねど高よつじ



ダイヤルメモ

問い合わせ

保福...保健福祉
保七...保健相談
センタ...住民生活課
社協...社会福祉
協議会
教育...社会教育課
公民...中央公民館
農業...農業委員会
樂集...樂集センター

**図書券が
当たる?**

広報クイズ

い。家族みんなで解いてね。

★を「なげてください。ひとつ
の言葉になります。応募する紙
には、その言葉だけを答えとし
て記入してください。
(ヒント…黒くて力持ち)

● タテの力ギ

- ①みそは太ー、うどんは小ーから作ります
- ③農業をしている家
- ⑤群馬県を含む1都6県のこと
- をまとめて言うと
- ⑦サミットが行われた場所
- ⑪王、飛車、角、金、歩などを使うゲームのこと

○タテのカギ

絡は文書で届き、電話での連絡はありません ○還付金受け取りのため現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めるはありません ○納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めるることはありません ○「還付金があります」「払戻金があります」などの電話がかってきただと、は還付金詐欺を疑い、役場や税務署、社会保険事務所などに直接確認するか、

住宅用火災警報器の設置を 装った不審者に注意

6月1日から既存の住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことに伴い、悪質な詐問販売や、業者を装った不審者が村内に出没しています。 ■

家族や警察に相談するなど冷静に対応する。▼お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211内線114)へ

■被害に遭わない

家族や警察に相談するなど冷静

先などをあらかじめ告げずに

文化財探訪



村指定文化財(昭和61年指定)

北十二地内 ケヤキ イヌシデ スギ コナラ

北十二地内(大字上野原字吾妻山)にある巨木群。樹齢はいずれも250~300年と推定される。長い間、榛東村の歴史を見つめてきたその姿は、堂々として、神々しさを感じさせる。

根元には、「第二十五代武烈天皇東征の砌り御座所になられた処」との案内板が立てられ、石祠が祀られている(写真⑤)。

写真①スギ 推定樹齢: 約250年 樹高: 20m

写真②コナラ 推定樹齢: 約300年 樹高: 12m

写真③ケヤキ 推定樹齢: 約300年 樹高: 24m

写真④イヌシデ 推定樹齢: 約300年 樹高: 14m

人口と世帯

(6月1日現在)

総人口 14,754人 (+38)

男 7,550人 (+48)

女 7,204人 (-10)

世帯数 5,058戸 (+69)

()は対前月

村内の交通事故

(6月末日現在の累計)

事故件数 30件 (-16)

死者 1人 (+1)

傷者 37人 (-21)

※()は前年同期対比

シートベルトは必ず着用しましょう